

第5回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」(2016.06.13)

株式会社フルーツバスケット

代表取締役 戒谷徹也

以下、意見として提出いたします。

- ① 食品の表示は、**食べる人(国民)の健康を守る**ために提供(提示)されるものです。そのために**必要と判断された事項**はすべて提供されなければなりません。それは作り手の都合で決めるべきことではない。それが安心の土台になると考えます。
- ② 消費者が求める「**重要な判断基準**」とされた事項は、すべて提供されるべきです。
- ③ しかし現実的には、加工食品の表示枠は限定されています。また原料産地は個人まで特定可能なものから日々流動するものまであり、「すべてを正確に表示することは困難」という事情を抱える製造者(あるいは製品)は存在します。
- ④ そこで表示枠内で記入し切れない場合は、**最低限保証すべき記載方法**を定める必要があります。

＜例：輸入品で原産地国が3ヵ国以上に及ぶ場合は「外国産」表記を許容する。ただし下記⑥を義務づける。>

- ⑤ その上で、記載できなかった事項についての開示方法を告知する。具体的には
 - インターネット(HP・SNS)での開示
 - 直接のお問合せに対応する仕組みを提示
 - 店舗へのリアル情報サービスの提供等が考えられますが、方法は事業者の判断に委ねるしかないでしょう。それぞれの事業者が情報の正確性・信頼性・優位性で競い合うような制度であることが肝だと思えます。
- ⑥ いずれにしても必要な情報にすべての人がアクセスできる仕組みを用意するのが事業者の義務である、という**原則に立ってルールを定め**、それを事業者だけでなく、消費者(国民)に広く伝えなければなりません。そのことによって制度への信頼も醸成されていくと考えます。
- ⑦ 事業者側での対策としては、原料の正確なトレーサビリティ体制が前提(必須)とならざるを得ません。それはコストのかかることですが、それによって食の安心・安全の土台部分が強化されるのです。すでに取り組んできた事業者にとっては、それがアドバンテージにつながるようになることを願います。
- ⑧ 上記によってコストが価格に反映されるという不安は事業者・消費者双方に存在しますが、原料の買い付けから製造工場までの間で「トレースが取れる」が商売の必要条件という認識が定着すれば、事業規模の大小にかかわらずコストは同等化されてゆき、いずれは事業者間の競争と経営努力によって“然るべき”**価格**に落ち

着くはずだと考えます。

- ⑨ いずれにせよトレーサビリティを保証できない原料提供者は、上記②の原則（モラル）の欠落者として市場から排除される、そのような時代になってきていることを食のサプライチェーンに携わる者は自覚すべきであります。そうでなければ安心の土台は築けず、どんな表示を検討しても事故は起こり続けるでしょう。
- ⑩ ルールを細かくすると虚偽違反が増えるという懸念もありますが、「求められている表示事項」が国民の求めるものであるならば、懸念ゆえにルールを緩くするのは、「交通違反者をなくすために交通法規をつくらない」ようなもので、制度への信頼は到底生まれませんでしょう。
- ⑪ したがってまずは、国民のために「あるべき表示（開示）」事項の整理に注力し、技術論はその上で考える（やれる・やれないは後回し）、という手順で進めるべきかと思います。

技術は「必要」に応じて生み出されると信じたいですが、議論に時間的制約がある場合は「やむを得ない許容」範囲の設定が落としどころでしょうか。
- ⑫ 「必要な情報」以上の情報提供は、事業者の努力の表明である場合が多く、妨げではありません。優良誤認等の適否は公正取引委員会等に委ねるべきです。
- ⑬ 最終的には「トレーサビリティが命」になります。トレーサビリティの確保は、むしろ情報の優位性（信頼性）で競う形を自然に創り出してゆくでしょうし、またそれは事業規模の大小とは関係なく可能なことです。
- ⑭ 提案ー必要な表示および開示事項を「義務」「推奨」として設定し、「推奨」枠を拡大させながら必要性（義務化）を判断していくのはどうでしょうか。事業者は様々な方法で「推奨」情報の充実を図ることになり、業界全体をトレーサブルな形に誘導していく。これは社会の危機管理でもあります。
- ⑮ <追加> 本検討会の枠外かと思いますが、消費者が求めているのは「加工食品」だけでなく、外食・中食（弁当・総菜）も同様であると認識しています。

以上です。